

# おくやみパンフレット

ご遺族の方へのご案内



【くらしの手続きガイドのご案内】

<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>



いくつかの質問に回答することで、区役所・支所で必要な手続きや持ち物を調べることができます。（24時間365日利用可能）

パソコンやスマートフォンなどでアクセスすることが可能です。

また、必要な手続きや持ち物一覧の印刷も可能です。

こちらもぜひご活用ください。

「おくやみコーナーのご案内」（チラシ）もご覧ください。

## 名古屋市

【北区版】

※亡くなられた方の住所地が

他区の場合は、電話番号等が異なります。

他市町村の場合は、直接該当の市町村へお問い合わせください。

令和5年7月発行

# 区役所・支所における「死亡届」に伴う主な手続

- ◆当该区以外の区、および他市町村で死亡届を出された場合、情報の反映に時間がかかるため、来庁当日にすべての手続が完了しない場合がございます。死亡届を出された後、概ね5営業日程度空け、来庁されることをお勧めします。
- ◆死亡の事実は、戸籍（除籍）に記録されるまでに、数日かかります。戸籍（除籍）全部事項証明書等の請求は、本籍地の市区町村役場に確認のうえご請求ください。

## Q1 故人が住民票上の世帯主であり、かつ他に世帯員が2人以上いた。

(世帯員の方) 世帯主変更届が必要です。	市民課 住民記録係 052-917-6446	1階 6番窓口
----------------------	------------------------------	------------

## Q2 故人が印鑑登録手帳を持っていた。

印鑑登録手帳をお返してください。 ※住民票に死亡の事実が反映されると自動的に印鑑登録は廃止されます。手帳が手元に無い場合は手続は不要です。	市民課 住民記録係 052-917-6446	1階 6番窓口	<b>印鑑登録手帳</b> 
--	------------------------------	------------	--

- ◆故人のマイナンバーカード、通知カードは、お返しいただく必要はありません。  
(各種手続きにマイナンバーが必要な場合がありますので、一定期間保管頂いた後、廃棄してください。)

## Q3 故人が国民健康保険被保険者証を持っていた。

資格喪失届が必要です。国民健康保険被保険者証等（世帯主の方が亡くなられたときは世帯全員の国民健康保険被保険者証等）をお返してください。 (喪主の方または国民健康保険の世帯主の方) 葬祭費の申請をすることができます。口座番号等が確認できるもの（預金通帳等）をお持ちください。 (喪主の方のみ) 上記のほか、喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状等)をお持ちください。	保険年金課 保険係 052-917-6455	1階 3番窓口	<b>国民健康保険被保険者証</b>  色が異なる場合があります。
---	------------------------------	------------	--

## Q4 故人が後期高齢者医療被保険者証を持っていた。

後期高齢者医療被保険者証等をお返してください。 (喪主の方のみ) 葬祭費の申請をすることができます。喪主の方の口座番号等が確認できるもの(預金通帳等)および喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの(会葬礼状等)をお持ちください。	保険年金課 保険係 052-917-6455	1階 3番窓口	<b>後期高齢者医療被保険者証</b>  色が異なる場合があります。
--	------------------------------	------------	---

- ◆施設入所の方で、他の都道府県の後期高齢者医療制度に加入されていた方は、ご加入の広域連合へお問い合わせください。
- ◆故人が勤務先の健康保険等に加入していた場合は、ご加入先へお問い合わせください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の各保険料について、  
過不足の精算が生じる場合には、後日、通知をお送りいたします。

**Q5 故人が子ども医療証、障害者医療証、ひとり親家庭等医療証、福祉給付金資格者証を持っていた。**

医療証等をお返してください。なお、手続きが必要な場合がありますので、担当窓口へおたずねください。	保険年金課 保険係 052-917-6455	1階 3番窓口
--	------------------------------	------------

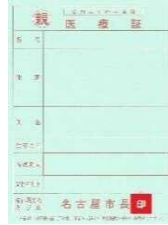
子ども医療証



障害者医療証



ひとり親家庭等医療証



福祉給付金資格者証



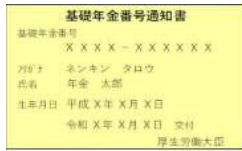
色が異なる場合があります。

**Q6 故人が年金加入中または受給者であった。**

<u>最寄りの年金事務所に、各種年金給付の請求対象となるかをお問い合わせください。</u>	年金事務所予約受付専用電話 <b>0570-05-4890</b> 名古屋北年金事務所 052-912-1213	
---	---	--

<b>(年金事務所から区役所・支所で手続きが可能と案内があった場合のみ)</b> 区役所保険年金課（支所区民福祉課保険係）にて必要書類をご確認のうえお手続きください。	保険年金課 管理係 052-917-6452	1階 2番窓口
---	------------------------------	------------

年金手帳または基礎年金番号通知書



年金証書



**Q7 故人が介護保険被保険者証を持っていた。**

資格喪失届が必要です。介護保険被保険者証をお返してください。介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証等をお持ちの場合は、あわせてお返してください。	福祉課 高齢福祉係 052-917-6523	2階 25番窓口
---	------------------------------	-------------

介護保険被保険者証



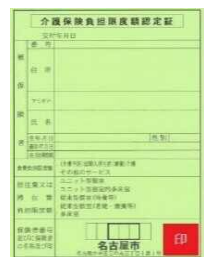
介護保険負担割合証

色が異なる場合があります。



介護保険負担限度額認定証

色が異なる場合があります。



**Q8 故人が敬老手帳、敬老パスを持っていた。**

敬老手帳・敬老パスをお返しください。敬老パスの電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。また、敬老パス負担金の半額をお返しする場合がありますので、担当窓口へおたずねください。

福祉課  
高齢福祉係  
052-917-6532

2階  
26番窓口

敬老手帳（敬老優待カード）

表



裏



敬老手帳（手帳型）



※敬老手帳は、敬老優待カード型、手帳型のいずれかが交付されています。

敬老パス



**Q9 故人が障害に関する制度を利用していた。**

- ・身体障害者手帳、愛護手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
  - ・障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）、特定医療費受給者証（指定難病）、小児慢性特定疾病医療費受給者証、移動支援・地域活動支援受給者証、通所受給者証をお持ちの方
- 上記に当てはまる方は、各種手帳および受給者証をお返しいただくとともに、返還届等の提出が必要です。
- ・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、愛知県在宅重度障害者手当、外国人障害者給付金などを受けている場合、資格喪失の届出が必要です。
- 各種手当の受給状況に応じて手続きが異なりますので、担当窓口へおたずねください。
- ・福祉特別乗車券、重度障害者タクシー利用券がある場合、返還が必要です。福祉特別乗車券は電子マネーの残額に応じ、別途手続きが必要となる場合があります。

福祉課  
障害福祉係  
052-917-6516

2階  
27・28番窓口

（故人が支所管内にお住みであった場合）  
楠支所  
区民福祉課  
福祉係  
052-901-2274

身体障害者手帳（赤色）



愛護手帳（療育手帳）（青色）



精神障害者保健福祉手帳（深緑）



他市町村で発行された身体障害者手帳の場合は、上記見本と異なります。

※カバーには"障害者手帳"と記載されています。

**Q10 故人が児童扶養手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当、児童手当を受けていた。**

資格喪失届等が必要です。	民生子ども課 民生子ども係 052-917-6513	2階 22番窓口
--------------	----------------------------------	-------------

◆新たにひとり親となられる方は、手当が受けられる場合があります。

◆Q11～Q15については、最寄りの区役所・支所の税務窓口でも取り次ぎます。

**Q11 故人に市民税・県民税が課税されていた。**

相続人代表者の指定届が必要です。 ※ 行き違いで市税事務所から届出に関するご案内が届く場合があります。 ※ Q12で届出した場合は省略することができます。	栄市税事務所 市民税課 第三係	052-959-3323
---	-----------------------	--------------

**Q12 故人に固定資産税が課税されていた。**

①相続人代表者の指定届が必要です。 ※ Q11で届出した場合は省略することができます。  ②土地・家屋を現に所有している方(相続人)の申告が必要です。 ※ 相続開始から3か月以内に相続登記する場合は不要です。  <b>連絡先は、土地・家屋の所在区により異なります。</b> <b>【栄市税事務所】</b> 千種区、東区、北区、中区、守山区、名東区 <b>【本陣市税事務所】</b> 西区、中村区、中川区、港区 <b>【金山市税事務所】</b> 昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	栄	土地 調査係	052-959-3307
		家屋係	052-959-3308
	本陣	土地 調査係	052-433-4026
		家屋係	052-433-4027
	金山	土地 調査係	052-324-9807
		家屋係	052-324-9808

**Q13 故人が原動機付自転車（原付）等を所有していた。**

廃車または名義変更の申告が必要です。	金山市税事務所 徴収課 軽自動車税係	052-324-9803
--------------------	--------------------------	--------------

**Q14 故人に未納の市税があった。**

納税の申し出または納税相談が必要です。	栄市税事務所徴収課 納税係	052-959-3301
---------------------	------------------	--------------

**Q15 故人が市税を口座振替していた。**

振替口座の変更または口座振替の解約の手続きが必要です。	市税収納事務センター	052-957-6931
-----------------------------	------------	--------------

◆農業委員会のお問い合わせ先

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
農地の相続等の届出 ※農地のある区域の管轄の農業委員会事務局へお問合せください	東部・緑農政課東部・緑農政係 【緑区役所内】 (千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区、天白区)	052-625-3932
	西部・守山農政課西部・守山農政係 【守山区役所内】 (東区、北区、西区、中村区、中区、守山区)	052-796-4551
	中川農政課中川農政係 【中川区役所内】 (熱田区、中川区)	052-363-4360
	港農政課港農政係 【南陽支所内】 (港区)	052-301-8209

◆担当窓口が分からないとき

**名古屋おしえてダイヤル**

電話 052-953-7584 FAX 052-971-4894

メール 7584@oshiete-dial.jp

運営時間：午前8時～午後9時（年中無休）

URL <https://faq.city.nagoya.jp/>

ウェブサイト「FAQ（よくある質問と回答）」で知りたいことを検索する

運営時間：24時間（年中無休）



## 手続に必要な主な持ち物

- ・このページでは、区役所及び支所での手続に必要な、主な持ち物について掲載しています。
- ・故人の状況により、ここでご案内しているもの以外にも必要なものが生じる場合もございます。
- ・**持ち物が不足する場合は、お手続きが完了しないことがあります。**

ご遺族のもの	
1	<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の印鑑（朱肉を使うもの）
2	<input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類 ・1点でよいもの（官公庁の交付した、本人の写真が添付されたもの） <input type="checkbox"/> 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など ・2点必要なもの（氏名を確認できるもの） 健康保険被保険者証、年金手帳など
3	<input type="checkbox"/> 相続人代表の預貯金通帳の写し及び印鑑（朱肉を使うもの）
4	<input type="checkbox"/> Q3またはQ4 該当時のみ ・喪主の方：口座番号等が確認できるもの（預金通帳等）及び喪主の氏名が確認できる葬祭を行ったことがわかるもの（会葬礼状等） ・国民健康保険の世帯主の方：口座番号等が確認できるもの（預金通帳等） ※Q3該当時のみ
5	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本など相続人であることの確認ができる書類 ※住民票の世帯が同じ場合は不要です。ただし市税に関する手続きには、原則として必要です。
6	<input type="checkbox"/> 委任状 死亡に伴う各種手続きを <b>代理の方が行う場合</b> 、委任状が必要となります。10ページの委任状を参考にご記入のうえお持ちください。委任者の本人確認書類の写しもお持ちください。 ※年金事務所で年金の手続きを代理の方が行う場合、日本年金機構の様式の委任状が必要です。

故人のもの（あるものをお持ちください）	
7	<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し等、死亡が確認できる書類
8	<input type="checkbox"/> 印鑑登録手帳
9	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証
10	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証
11	<input type="checkbox"/> 年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書
12	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証
13	<input type="checkbox"/> 敬老手帳、敬老パス
14	<input type="checkbox"/> 各種障害者手帳
15	<input type="checkbox"/> 原動機付自転車等の標識（ナンバープレート）
16	<input type="checkbox"/> その他役所から交付された受給者証や福祉特別乗車券など






## 区役所・支所以外での主な手続

### ①税金・自動車等に関する手続

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
<input type="checkbox"/> 国税の手続 ・死亡者の所得税確定申告 (準確定申告) ・相続税の申告	名古屋北税務署	052-911-2471
<input type="checkbox"/> 県税の手続 ・自動車税種別割に関する事 等	名古屋北部県税事務所	052-531-6301
<input type="checkbox"/> 3輪、4輪の軽自動車の廃車・名 義変更	金山市税事務所徴収課軽自動車税係 ※申告は一般社団法人全国軽自動車協 会連合会	052-324-9803
<input type="checkbox"/> 自動車、125cc超のバイクの廃 車・名義変更	愛知運輸支局	050-5540-2046

### ②年金・不動産に関する手続

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
<input type="checkbox"/> 年金手続 (厚生年金の加入・受給がある)	年金事務所予約受付専用電話	0570-05-4890
	名古屋北年金事務所	052-912-1213
<input type="checkbox"/> 不動産の相続登記 (不動産のある区域の管轄の法 務局)  ※令和6年4月1日から相続登 記の申請が義務化されます。詳しく は名古屋法務局ホームページをご 確認ください。	名古屋法務局本局 (千種区、東区、北区、西区、中村区、 中区、昭和区)	052-952-8111
	名古屋法務局熱田出張所 (瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南 区、緑区)	052-671-5221
	名古屋法務局名東出張所 (守山区、名東区、天白区)	052-703-2322

不動産の相続に関する登記相談	愛知県司法書士会		052-683-6683
相続に関する法律相談 (遺産分割協議、相続人及び相続 財産の調査、遺留分、相続放棄 等)	愛知県弁護士会 (有料面談相談※予約制)		(予約受付) 052-565-6110
遺産分割協議書、相続関係図の作成 相続人及び相続財産の調査書作成	愛知県行政書士会		052-931-4068




## 「法定相続情報証明制度」について

相続人が、管轄の法務局に、戸除籍謄本等とともに申出書と法定相続情報一覧図（相続関係を一覧にした図）を提出し、受理されることで、登記官による認証文付き法定相続情報一覧図の写しが必要部数交付（無償）されるため、各種手続で戸籍謄本を何度も出さなす必要がなくなります。管轄や申出に必要な書類等、ご不明な点は最寄りの法務局にお問い合わせください。

## ③住宅・水道に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
□ 市営住宅の各種手続	管轄の名古屋市住宅供給公社 方面事務所または管理事務所	-
	名古屋市住宅供給公社北部事務所	052-529-1261
□ 県営住宅の各種手続	愛知県住宅供給公社 名古屋尾張住宅管理事務所	052-973-1791
□ 民間賃貸住宅の各種手続	貸主、不動産業者	-
□ 水道・下水道のお客さま名（ご契約名義）、お支払い方法変更等	上下水道局お客さま受付センター 「名水ダイヤル」	052-884-5959 <small>ゴクゴク</small>

## ④ごみに関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
□ ごみ分別や収集等の問い合わせ	北環境事業所	052-981-0421
□ 粗大ごみ収集の申込み	粗大ごみ受付センター  (携帯電話・愛知県外からは) インターネット(24時間365日申込可能)	0120-758-530 052-950-2581
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">名古屋市 粗大ごみ受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">検索 </div> 	
□ 遺品整理などで一度に大量のごみが出る場合	北環境事業所	052-981-0421
	環境局事業部作業課	052-972-2394
	※許可業者に依頼したい場合は上記問い合わせ先その他 環境局事業部廃棄物指導課	052-972-2683

## ⑤ 公害健康被害に関する手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
<input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく各種手続	北区保健福祉センター保健予防課 【北区役所併設】	052-917-6553

## ⑥ その他の手続き

手続の種類	お問い合わせ先	電話番号
<input type="checkbox"/> 預貯金	預け入れ金融機関	—
<input type="checkbox"/> 株式	証券会社等	—
<input type="checkbox"/> 国債	償還金支払場所または証券保管証書に記載の郵便局	—
<input type="checkbox"/> 保険金の請求	各加入保険会社	—
<input type="checkbox"/> 固定電話	各契約会社	—
	NTT西日本	116 ※携帯電話からは 0800-2000116
<input type="checkbox"/> 携帯電話	各契約会社	—
<input type="checkbox"/> インターネット	各契約会社	—
<input type="checkbox"/> 電気	各契約会社	—
	中部電力ミライズ契約受付センター（契約廃止の場合）	0120-921-691
	中部電力ミライズ契約変更センター（契約名義変更の場合）	0120-921-693
<input type="checkbox"/> ガス	各契約会社	—
	東邦ガスお客さまセンター	0570-783-987
<input type="checkbox"/> NHK受信料	フリーダイヤル	0120-151-515
	有料ダイヤル（フリーダイヤルが繋がらない場合）	050-3786-5003
<input type="checkbox"/> ケーブルテレビ	各契約会社	—
<input type="checkbox"/> クレジットカード	各契約会社	—
<input type="checkbox"/> お墓などの手続	ご利用のお墓等の管理事務所(市営霊園、寺院、宗教法人等)	—

※本パンフレットに記載しているお問い合わせ先および電話番号は令和5年4月現在のものです

※必ず委任者（頼む方）が作成してください。

## 委 任 状

令和 年 月 日

【代理人（頼まれた方）】

住所：

氏名： 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、次のことを委任します。

【亡くなった方】

住所：

本籍地：

筆頭者：

氏名： 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日

の死亡に伴う、次の手続き（□にチェックされた）事項を委任します。

- 世帯主の変更届に関する事
- 亡くなった方の住民票の写しの請求・受領に関する事
  - 続柄  本籍（外国人住民の場合は国籍・地域）
  - （つかいみち： \_\_\_\_\_）
- 委任者の住民票の写しの請求・受領に関する事
  - 世帯全員  世帯の一部（2名以上の場合【氏名： \_\_\_\_\_】）
  - 続柄  本籍（外国人住民の場合は国籍・地域）
- 亡くなった方の戸籍に関する証明書の請求・受領に関する事※
  - 死亡事項が記載された戸籍（謄本・抄本）
  - 亡くなった方の出生から死亡までの事項が記載された戸籍（謄本・抄本）
- 委任者の戸籍（謄本・抄本）の請求・受領に関する事
- 国民健康保険の手続に関する事
- 後期高齢者医療制度の手続に関する事
- 国民年金に関する手続に関する事
- 市税に関する手続及び証明書の請求・受領に関する事
  - どなたのどのような手続及び証明書が必要か具体的に記載してください。
  - （ \_\_\_\_\_ ）
- この委任状の原本還付請求及び原本受領に関する事※
- その他（ \_\_\_\_\_ ）

【委任者（頼む方）】

住所：

氏名： 生年月日：明・大・昭・平・令 年 月 日

連絡先電話番号：

※戸籍に関する証明書の請求・受領の際、この委任状の原本還付請求及び原本受領を受けようとする場合は、この委任状の写し（コピー）に原本証明を行ったものが必要です。